

令和7年度 第1回大田区障がい者差別解消支援地域協議会

日 時：令和7年9月3日（水） 13時30分から15時30分まで

出席者：赤羽委員、阿出川委員、石渡委員、燕昇司委員、大島委員、神作委員、川崎委員、閑製委員、近藤委員、杉山委員、鈴木（英明）委員、鈴木（満明）委員、染川委員、染谷委員、竹内（千代江）委員、竹内（博美）委員、田中委員、橋本委員、宮澤委員、宮田委員、吉田委員（書面参加者を含む 五十音順）

1 開会

- （1）福祉部長 挨拶
- （2）委員の委嘱及び紹介
- （3）会長・副会長選出

閑製委員から石渡委員を会長として推薦し一同了承
石渡会長から大島委員を副会長として推薦し一同了承

- （4）事務連絡（配布資料等確認）

2 議題

- （1）大田区に寄せられた相談について（令和6年度分）…資料3
事務局から説明

宮田委員：

資料3のNo.8、9の相談内容について、相談者は車椅子を利用し、一人で行動した際に差別を感じたという発言をされたが、重症心身障がいの場合、一人で出かけることが難しい現状がある。親が買い物などに同行する際、他人に迷惑をかけないように過度に気を遣うことがあり、その意識が結果として障がいのある子どもに対して差別をしているのではないかと感じことがある。

誰もが普通に買い物に行けることが当たり前の世の中がであってほしいと思う。また、障がいのある方が自身で意見を言えることが重要であり、一つずつ差別的な言葉や行動を解消しながら、理解と啓発が進むことに期待する。

宮澤委員：

資料3のNo.9について、バスの運転手の配慮が大事。京急バスは徐行中のマナー等についてお話ししている。運転手によっては車いすの乗せ方が分からず、10分以上かかってしまうこともある。社内で研修会を実施するなどして、常にスロープの出し方を練習していくしかないと思う。

私の方でも、バス会社に対して、研修会などを実施してほしいと引き続き伝えていこうと思っている。

閑製委員：

自分が車いすを利用している方と一緒にバスに乗車した際、乗客が特に不満の様子を見せることもなく、運転手もテキパキと対応してくれていた。ただし、宮澤委員の指摘にもあるように、運転手が不慣れだと困る場面もあるため、こうした研修はすべての運転手に実施してほしい。

大身連から手をつなぐ育成会へ協力の呼びかけがあり、その役員や施設の利用者が参加し、バス利用時の乗り方に関する講習会が開催された。この取り組みは継続してほしいと考えている。

バスの運転手だけでなく、乗客の方々にも、自分たち自身が車いすでバスを利用する可能性があることを心に留め、そのような状況への理解を広げていけたらと思う。

橋本委員：

数年前、狭い商店街の出入口に位置するバス停に「車いすの方は乗車できません」との張り紙が掲示されていた。現地は店舗のすぐ前で、停車中に車いすの乗降に必要な時間を確保することが難しく、安全面からも対応が困難な場所であるとのことだった。なお、前後のバス停や対面のバス停では乗車可能である。

当該の車いす利用者は、現在は近隣の京急線の駅を利用しておらず、バス停が使えないことに対して特段の支障は感じていない様子だった。

このような事例に接し、当事者が自身で代替手段を選択し対応できている場合、相談や課題として表面化しないことがあるのではないかと感じた。今後、こうした事例をどのように捉え、扱っていくべきかについて考える必要があると感じている。

障害福祉課長：

当事者の方からご相談や報告があった場合については、バス会社に事実確認をして、必要なご説明をさせていただく対応になる。問題提起をいただいた場合には、事業所に事例の確認や、工夫できることはないか確認することはできると思うが、合理的配慮という視点から考えると、当事者の方が何を望まれていて、事業所が何を提供できるかというやりとりになるので、話しを詰めていくには、具体性が少しおけてしまうと思う。

大島委員：

これは結論が出る話しではないと思う。

まず、「ここでは乗車できません」という、乗車拒否に近い、禁止のような表現に問題があると思った。

過重な負担の問題に関わってくるので、この表現が違法かは一概には言えないが、「交通の危険が伴うために、車いすをご利用の方は事前に連絡をください。」というような、ちゃんと話し合いによって解決できる表現に変える必要があるのではないかと思う。

お互いが納得できるような解決策を講じることが大事だと思う。

石渡委員：

車いすを利用している方の乗車に制限がかかるのは、障害者差別解消法の趣旨からしたら、明らかに障がいを理由とする差別と言わざるを得ないと思う。

ただ、当事者の方が、色々考えて対応している場合もある。お互いが理解を重ねて、なにか問題が起きたときに、障がいがある方と事業者の方が建設的対話を重ねて、工夫していくことが地域を変えていくことになるのかなと思う。

なにか気になったことがあったときは、みんなで話題にすることも大事だと思う。

宮田委員：

以前は、車いすでUDタクシーを利用しようとしたところ、車いすを乗せられない運転手が多く、乗車拒否されるということがあったが、最近はそのような話を聞かなくなってきた。

しかし病院に来る高齢の方でUDタクシーに乗っている様子をたくさん見かけるが、車いすを利用している方が乗っているところを見たことない。UDタクシーが利用しづらいなどのご相談があるのかお伺いしたい。

障害福祉課長：

障害福祉課には、ここ1、2年はタクシーの乗車拒否についての相談はない。

タクシーのシステムが変わってきて、路上で不特定多数を拾うというよりは、アプリなどを使用して配車してもらう方も増えてきている印象がある。車や配車のシステムが少し変わってきて、結果的に嫌な気持ちになるような対応をされたことが少なくなってきたいるのかもしれない。

橋本委員：

車いすを利用している方は、UDタクシーに期待をしていない方が多い印象である。最初から福祉タクシーを利用する事が定着してきている。

障害福祉課長：

恐らく物理的にサイズ的なことも関係しており、大きい車いすだと、UDタクシーに乗せることができないのではないかとも思う。

橋本委員：

大きい車いすを利用している方は、UDタクシーを利用することは無理であることや、嫌な思いをするということが先に分かっているから、福祉タクシーを利用する。

障害福祉課長：

引き続き、気をつけて分析していきたい。

石渡会長：

大きな揉めごとを避けたり、大きな騒ぎにはしたくないという意識が働いてしまう

が、本来はそのようなことがないようにするのが障害者差別解消法だと思う。

そういう本来の方向性とは違う対応をしてしのいでいるという現実を押さえていくことも、協議会のあり方の一つだと思った。

大島委員：

障がいのある方に健常者がやってあげるというのが、これまでの文化的なところだったと思うが、障害者差別解消法の趣旨としては、やるのが当然であり、障がいのある方も、むしろ顔をあげて、やってもらうのが当然な世の中にしましょうということだと思う。

今回出てきている相談事例は抜粋だと思うが、全体で何件あったのか。

障害福祉課長：

府内の相談件数をまとめた全数である。障害福祉課で把握できていない相談がある可能性はゼロではないが、毎年、このくらいの件数の相談を受けている状況である。

大島委員：

相談件数が少ないと感じる。障害者差別解消法ができて、こうした相談をうける必要がなくなったということであればいいと思うが、そうではなくて、相談窓口を知らずに、利用されていないのではないかと思う。声を上げができる方だけが相談するという状況はよくないのではないかと思う。

吉田委員：

資料3のNo.6の相談について、今の学生たちは、携帯がないと落ち着かないようなネット依存症の子が結構いる。相談の当事者の方が携帯があった方が落ち着くのであれば、合理的配慮で取り入れることが良いのではないかと思った。

出席日数の考慮について、ビザの更新に関わることだが、ここの状況を詳しく伺いたい。

障害福祉課長：

学校から聞いたお話では、就学ビザを取得して外国から来ている学生であった。一定の出席がないとビザの更新が出来なくなってしまうことを説明していたというふうに認識している。

大島委員：

外国籍のために、出席の扱いを違えるというのは、外国人差別につながる話になってしまってはいけない。

障害福祉課長：

学校側から、相談のあった方は、日本語学校に通っていて、オンライン授業とか学校に通わず受ける方法も検討できるが、そうなるとビザを発行する必要がなくなってしまう。

まうのではないか、という説明もあった。その判断は、障害福祉課では難しい。
日本人と取扱いを別にしているということではない。

石渡委員

車いすを利用している方に関しての合理的配慮は分かりやすいが、精神障がいの方への合理的配慮は整理がされてないように思う。

学校に行くことができない精神障がいの方はたくさんいるので、オンライン授業やレポートの提出など、適切な配慮は学校側が検討していただかなくてはいけないと思った。

障害福祉課長

障害福祉課でも、相談があった際は、双方のお話をうかがいながら、できる配慮や必要なことをお話しすることはできる。今回の事例は、ビザの更新の話が出てきてしまい詳しくない部分もあったが、このあたりも勉強しながら同じような事例があったら聞き方なども考えながら対応していきたいと思う。

石渡委員

この事例の方の場合、最近話題になっている障がいがあること、女性であること、外国籍であることなど、複合的差別が起こらないよう配慮が必要になると思った。

竹内（千）委員

高齢者になって車いすを利用している方もいるが、タクシーが手を挙げても止まってくれないという例はたくさんある。

障害福祉課長

本日、タクシーの問題がいくつか出たので、タクシーやバスなどの交通機関について、どこかでテーマにしないといけないと感じた。

（2）障害者差別解消法に係る主な取組みについて

ア 令和6年度の区の主な取組みについて…資料4

イ 令和7年度の新たな取組み等について…資料5

事務局から説明

石渡委員：

手話も色々広まってきたことを実感している。
東京工科大学の学生とチャレンジしていることについて、とても面白い取組みだなと思った。

宮田委員：

これまでも協議会に参加しているが、以前は相談内容に区役所の窓口で差別的な

発言をされたというのを目にしていたが、今回は区役所に対する相談は一つもない。区役所の皆さんと、障害者差別解消法を一生懸命学習してくださったのではないかと、障がい者団体としては、とても嬉しい思い、ほっとした。

石渡委員：

区の職員への啓発も含め、とても前向きに取り組んでいると思う。

杉山委員：

会社で働いていると、知的障がいや発達障がいについて理解がない人による差別的な対応を目にすることが、最近増えていると感じている。自分は介護職に従事しており、今年もそうした差別の現場を見かけた。上の立場の人が障がいについて知らないと、差別的な言動が広がってしまうのではないかと懸念している。

そのため、大田区報や「おおたみんなのつどい」プロジェクトなどを通じて、子ども向け・大人向けの障がい理解に関する啓発をもっと進めてほしいと思う。

資料5にあるように、現在学生と一緒に障がい者向けのポスターを作成しているとのことだが、ヘルプカードのように街中で見かける機会が増え、認知度が高まっていくことを期待している。

障害福祉課長

小学生に対しての授業やコンテンツは整ってきてているが、大人や会社に向けての取り組みができていない部分があると感じている。今後考えていきたいと思う。

事務局（補足）

東京工科大学の学生との取組について、ヘルプカードについては、学生から「ヘルプカードで困っていることは分かるが、何に困っているのか見ただけでは分からない。種類を増やして一目で分かりやすいヘルプカードを提案したい」と提案をいただいたところ、同席していた教授から、「ヘルプカードを作ったときにその議論があった。ヘルプカードの種類が増えてしまうと、認知度が今度は下がってしまう。バージョンアップするのであれば、原稿のヘルプカードを活かしつつ一ひねり加えるようなデザインの力を使っていこうね」との意見がありました。

鈴木（英）委員

新井宿地区では、毎年11月3日に、「福祉と文化と医療のまちのスペシャルデー」をやっている。まちとして福祉のことを取り上げて、車いすの体験会や、障がいのあるなしに問わらず関わり合えるような場を作らせてもらっている。

障がいのある方に限らず、いろんな場面で思いやりをもって一人ひとりが輝けるまちを作りたいという宣言をして、この事業を実施している。

神作委員

東京工科大学の学生に障がい者総合サポートセンターの活動について説明する機

会があり、また、社会福祉士や看護系の学生の実習受け入れも行っている。以前に比べ、障がいについて理解しようとする学生が少しずつ増えてきていると感じている。

こうした変化の背景には、法制度の整備や区の取組が少しずつ根付いてきていることもあるのではないかと思う。

議題1に関連して、昨年度の差別解消に関する相談件数は9件と多くはないが、これは氷山の一角とも捉えられ、表に出てきたケースを丁寧に対応することで、より生きやすい社会の実現につながるのではないかと考える。

相談No.6については、相談者の差別解消に対する考え方と、精神障がいのある方が学校で学ぶ際に直面する差別の実態を踏まえ、事例を基に対応策を検討していくことが重要だと感じた。

また、相談No.9に関連して橋本委員から紹介された、車いす利用者がバス停を利用できず電車に切り替えた事例については、きっかけとしては望ましいものではないが、その方が自身の力を発揮する機会となったとも捉えられる。支援者として、その力を一緒に発揮できるよう寄り添っていけることが望ましいと感じた。

近藤委員

社会福祉協議会では、地域の皆さんと共に福祉を広めていくことを基本コンセプトとしており、今年度は学校との連携による福祉教育に力を入れている。

従来の車いす体験などの単発的な取り組みに加え、継続的に回数を増やすなど内容をバージョンアップし、子どもたちが自然なかたちで福祉に触れ、家庭でその体験を話すことで、保護者にも自然に受け入れてもらえるような流れを想定している。

また、地域の懇談会などを通じて、関心はあるものの「どう関わればよいか分からぬ」「一步踏み出せない」といった声も多く聞かれるため、「お互い様」の気持ちを大切にしながら、地域全体で福祉の取り組みを進めていきたいと考えている。

竹内（博）委員

ハローワークでは、障害者雇用率達成指導の一環として、企業に対し雇用後の合理的配慮の提供について個別に説明を行っている。ニーズがあれば企業へ出張し、障がい特性の理解や合理的配慮の提供に関する「仕事サポーター養成講座」を開催している。

雇用分野に関する相談件数は、数年前は非常に少なかったが、令和6年度から倍増しており、現在は毎月2～3件程度の相談がある。企業への指導依頼は月1件程度で、それ以外は話を聞いてもらうことで安心し、自ら解決されるケースも多い。企業側からも「合理的配慮の提供義務違反にあたるのか」といった自発的な相談が増えてきている。

また、手話通訳については、従来は月4回の通訳対応に限られていたが、昨年度から厚生労働省認可の手話通訳アプリを行政パソコンに導入し、常時対応が可能となった。

さらに、失業給付については、従来は窓口での認定手続きが必要だったが、今年度から障がいのある方や育児等で来所が困難な方を対象に、オンラインでの失業認定が

可能となった。こうした取り組みにより、行政としても不便や困りごとに対応しながら、着実に改善を進めている。

阿出川委員

東京工科大学の学生や教育委員会の学務課からも見学の申し出があり、最近は本校を訪れていただく機会が増えてきていると感じている。

議題（1）に関して、知的障がいのある方からの問い合わせが1件もなかつたことについては、たまたまなのか、それとも別の要因があるのか、私自身いろいろと考えさせられた。知的障がいの程度にもよりますが、ご本人が自分の思いを言葉で伝えることが難しい場合もあり、相談につながりにくいこともあるのではないかと思っている。

もちろん、保護者が代わりに思いを伝えることも可能ですが、困りごとや合理的配慮を考える際には、知的障がいのある方が使いやすいアプリやツールなどがあると、より理解が深まるのではないかと感じた。

本校で取り組めていることもあれば、まだうまくいっていない部分もある。言葉で説明するよりも、実際に見ていただく方が理解が深まると思うで、機会があればぜひ見学にお越しいただければと思う。

染川委員

本医院に来られる患者様も、身体、精神障がいとともに、障がい者雇用で就労されている方が増えており、ほとんどスムーズに合理的配慮や本人の希望したことと、事業所の供給とマッチングがうまくいっているので、大田区は素晴らしいなと思っている。

ただ、中には、合理的配慮をお願いしたときに、当社は十分配慮をしていると回答があるときもある、と聞いている。そのようなご相談は、ハローワークに相談するよう案内してもよいか。

竹内（博）委員

ご案内していただければと思う。

赤羽委員

知的障がいの方の支援をしているが、ご本人たちは、自分から発信することが難しい状況にあるので、大田区の仕組みを支援者がどうお伝えし、使いやすくしていくかに取り組んでいかないといけないと痛感している。

合理的配慮も一律ではなく、一人ひとりの特性にあった配慮が必要であるということを、どう理解していただくか、当事者は、社会で生活する中でのマナーを理解することが必要で、相互理解が進んでいくと良いと思う。

染谷委員

本日の会議内容は、民生・児童委員協議会において、会長方に報告して、障がい理解の周知が進んでいくようないい方法を考え、手伝っていけるようにしていきたい。

燕昇司委員

配慮の仕方などが話題になっているが、子どものときからお互いを理解し合える状態を作ることが必要なのではないかと思った。

60年前だが、私が小学生のときは、特別学級があった。今はどうなっているのか。

学務課長

区立学校は全校ではないが、知的障がいの固定級に在籍して、学びを深めるという教室がある。それ以外にも、弱視や、言語の障がいに応じて通級という形で普段の学校とは別のところに通って学ぶ学級もある。

燕昇司委員

近くの小学校の運動会や、教室参観日に参加すると、障がいのあるなしに関わらず一緒にになってやっているところを見かけるが、これは本当にいいことだと思う。大人になるとどうしても先入観を持つてしまうので、小さいときから、同じ人であることを当たり前な感覚としてもっていただきくような教育をしたらいいのではないかと思う。

鈴木（満）委員

初めてこの協議会に出させていただいて、色々な問題があるということが分かった。

私の会社でも、これまで10名弱の特別支援学校の卒業生が働いていた。その方たちには、全く健常者と同じように接しており、職場にもなじんでいたので、色々な問題があるということに驚いた。本日学んだことは、食品衛生協会の役員会に反映して、いい方向に持っていくきたいと思う。

3 その他

全体を通しての意見

大島委員：

行政が、障がいのある方の問題を解決する最後の砦になっていくことが多いと思う。顔が見えない中で関わっている方が多いと思うが、障がいのある方の人生に関わっているんだということを認識して、頑張ってほしいと思う。

4 閉会